

【第 1 問】

《問 1》 2

老齢基礎年金の年金額は、満額795,000円（2023年度価額）に、20歳から60歳までの40年（480カ月）間のうちの保険料納付済月数をかけて求める。設例より、20歳から22歳までの期間（31月）は国民年金に加入していないため満額受給できない。

$$\begin{aligned} \text{老齢基礎年金の年金額} &= 795,000\text{円} \times \frac{\text{納付月数}}{480\text{月}} \\ &= 795,000\text{円} \times \frac{480\text{月} - 31\text{月}}{480\text{月}} \\ &= 795,000\text{円} \times \frac{449\text{月}}{480\text{月}} \leftarrow \underline{\text{選択肢 (2)}} \end{aligned}$$

《問 2》 2

「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要となる資金を準備しておくための制度です。毎月の掛金は、1,000円から（① 70,000円）までの範囲内（500円単位）で選択でき、支払った掛金は（② 所得控除）の対象となります。共済金（死亡事由以外）の受取方法には『一括受取り』『分割受取り』『一括受取りと分割受取りの併用』があり、『一括受取り』の共済金は、（③ 退職所得）として所得税の課税対象となります」

<解説>

小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要となる資金に備える共済制度である。毎月の掛金は、1,000円～7万円の範囲内（500円刻み）で選択可能。掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となる。共済金（死亡事由以外）の受取方法は3種類あり、所得税が課される。

- ・一括受取り：退職所得
- ・分割受取り：公的年金等による雑所得
- ・一括受取り・分割受取りの併用：退職所得・公的年金等による雑所得

《問3》 3

1) 適切。

確定拠出年金の個人型年金は、加入者自身が掛金の運用方法を選択し、資産を形成する年金制度である。将来受け取る年金額は、運用実績次第で増減する。運用責任は加入者自身である。

【掛金上限】

第1号被保険者		→ 年額81.6万円
第2号被保険者	企業年金無し	→ 年額27.6万円
	企業型DCのみに加入	→ 年額24.0万円
	DBと企業型DCに加入	→
	DBのみに加入	→ 年額14.4万円
	公務員等	→
第3号被保険者		→ 年額27.6万円

※DC：確定拠出年金、DB：確定給付企業年金、厚生年金基金

2) 適切。

国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者の老齢基礎年金に上乗せする任意加入の年金制度である。加入は口数制となっており、1口目は、保証期間のある終身年金A型、保証期間のない終身年金B型の2種類から選択し、65歳から支給開始となる。2口目以降は、終身年金のA型、B型および確定年金のⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅴ型から選択できる。国民年金基金の掛金は、月額68,000円が上限であり、掛金の全額が社会保険料控除として所得控除の対象となる。

3) 不適切。

付加年金とは、国民年金の第1号被保険者が、国民年金保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることにより、65歳から受給する老齢基礎年金に上乗せして受給できる年金のことである。

・付加年金の受給額＝200円×付加保険料を納めた月数

【第2問】**《問4》 3**

1) 適切。

株価の相対的な割高・割安の度合いを判断する指標として、P E RやP B Rがある。X社株式のP E Rは12.5倍、P B Rは1.25倍である。

$$\bullet \text{ 1株当たりの純利益} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{発行済株式数}}$$

$$\text{X社株式の1株当たりの純利益} = \frac{60\text{億円}}{5,000\text{万株}} = 120\text{円}$$

$$\text{P E R (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり純利益}}$$

$$\text{X社株式のP E R} = \frac{1,500\text{円}}{120\text{円}} = \underline{12.5\text{倍}}$$

$$\bullet \text{ 1株当たりの純資産} = \frac{\text{自己資本}}{\text{発行済株式数}}$$

$$\text{X社株式の1株当たりの純資産} = \frac{600\text{億円}}{5,000\text{万株}} = 1,200\text{円}$$

$$\text{P B R (株価純資産倍率)} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり純資産}}$$

$$\text{X社のP B R} = \frac{1,500\text{円}}{1,200\text{円}} = \underline{1.25\text{倍}}$$

2) 適切。

R O Eは、会社の収益性や経営効率を測る指標である。X社のR O Eは10%です。一般に、R O Eが高い会社ほど、資本の効率的な活用がなされていると判断できる。

$$\text{R O E (自己資本利益率)} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

$$\text{X社のR O E (\%)} = \frac{120\text{円}}{1,200\text{円}} \times 100 = \underline{10\%}$$

3) 不適切。

配当性向とは、会社が税引後の利益である当期純利益のうち、どれだけを配当金の支払いにあてたかを示す指標のこと。X社株式の配当性向は25%である。なお、選択肢文中は配当利回りの説明である

$$\text{配当性向（\%）} = \frac{1 \text{ 株当たり配当額}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}} \times 100$$

または

$$\text{配当性向（\%）} = \frac{\text{年間配当金総額}}{\text{当期純利益}} \times 100$$

$$\text{X社株式の配当性向（\%）} = \frac{15 \text{ 億円}}{60 \text{ 億円}} \times 100 = \underline{25\%}$$

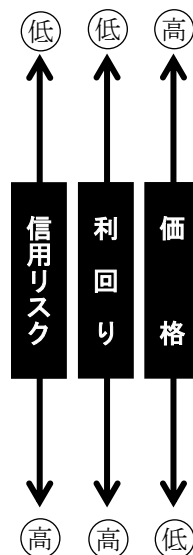
《問5》 3

1) 不適切。

一般に、BB（ダブルビー）格相当以下の格付は、投機的格付と呼ばれています。Y社債の格付けはBBBになっており、投資適格債である。

《債券格付けの定義と記号（S & P社の場合）》

格付け	意 味	投資適格性
AAA	元利金支払いの確実性は最高水準	<u>投資適格債</u>
AA	確実性はきわめて高い	
A	確実性は高い	
BBB	現在十分な確実性があるが、将来環境が大きく変化した場合その影響を受ける可能性がある	
<u>BB</u>	将来の確実性は不安定	投資不適格債 (投機的債券) ＝ハイ・イールド債
B	確実性に問題がある	
CCC	債務不履行になる可能性がある	
CC	債務不履行になる可能性がかなり高い	
C	債務不履行になる可能性が極めて高く、当面立ち直る見込みがない	
D	債務不履行に陥っている	



2) 不適切。

毎年受け取る利子は、額面100円につき表面利率を乗じることで求められる。表面利率は、発行時の金利水準や発行会社の信用力などに応じて決められる。

・毎年受け取る利子＝額面100円×表面利率1.2%＝1.2円（額面100円につき）

3) 適切。

Y社債の利子は、申告分離課税の対象となり、利子の支払時において所得税および復興特別所得税と住民税の合計で20.315%相当額が源泉徴収等される。確定申告しないことも選択できる。

《問6》 1

最終利回りとは、既発債を償還まで保有した場合の利回りである。

$$\begin{aligned}\text{最終利回り（％）} &= \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{額面100円} - \text{買付価格}}{\text{残存期間（年）}}}{\text{買付価格}} \times 100 \\ &= \frac{1.2 + \frac{100 - 103}{5}}{103} \times 100 = 0.582\cdots \approx \underline{0.58\%}\end{aligned}$$

【第3問】

《問7》 1

Aさんの2023年分の所得税における総所得金額

- 給与所得の金額：給与収入金額－給与所得控除額
＝給与収入金額－給与収入金額×10%＋110万円
＝750万円－750万円×10%＋110万円
＝750万円－185万円
＝565万円
- 不動産所得の金額：30万円
- 一時所得の金額＝総収入金額－支出した金額－特別控除額（最高50万円）
＝350万円－330万円－50万円
＝0

$$\begin{aligned}\text{総所得金額に算入される金額} &= \text{一時所得の金額} \times 1/2 \\ &= 0 \text{円} \times 1/2 \\ &= 0 \text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\therefore \text{総所得金額} &= \text{給与所得の金額} + \text{不動産所得の金額} + \text{一時所得の金額} \\ &= 565 \text{万円} + 30 \text{万円} + 0 \text{円} \\ &= \underline{595 \text{万円}}\end{aligned}$$

《問8》 2

1) 不適切。

所得税における基礎控除の額は、納税者本人の合計所得金額に応じて表のとおりとなる。Aさんが適用を受けることができる基礎控除の控除額は、48万円である。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	<u>48万円</u>
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

2) 適切。

長男Cさん（20歳）は年間の合計所得金額が48万円以下であるため、特定扶養親族である。長女Dさん（17歳）も年間の合計所得金額が48万円以下であるため、一般の控除対象扶養親族である。Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、101万円（63万円＋38万円）である。

【扶養控除の控除額】

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族（16歳以上※ ¹ ）		38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満※ ¹ ）		63万円
老人扶養親族（70歳以上※ ¹ ）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等※ ²	58万円

※1 その年の12月31日現在の年齢

※2 納税者本人又は配偶者の父母・祖父母など

3) 不適切。

Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、38万円です。

【配偶者控除の適用を受ける要件】

- ① 配偶者と生計を一にしている
- ② 配偶者の合計所得金額が48万円以下
- ③ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下
- ④ 配偶者が（青色）事業専従者ではない

【配偶者控除の控除額】

納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者※
900万円以下	<u>38万円</u>	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

※老人控除対象配偶者とは、70歳以上の控除対象配偶者のことである。

《問9》 2

1) 適切。

国民年金保険料を支払った時点で、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、社会保険料控除の対象とすることができる。したがって、Aさんが2023年中に支払った長男Cさんの国民年金保険料は、その全額を社会保険料控除として総所得金額等から控除することができる。

2) 不適切。

一時払養老保険の満期保険金に係る差益は、一時所得になる。その2分の1相当額が総所得金額に算入される。

3) 適切。

不動産所得の金額は30万円であり、所得が20万円を超えるため、Aさんは所得税の確定申告をする必要がある。年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人は、給与所得者も確定申告をしなければならない。

【第4問】

《問10》 3

- ① 建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、および、準防火地域内に耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。また、特定行政庁が指定する角地も10%緩和される。

$$\begin{aligned}\text{建蔽率の上限となる建築面積} &= \text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \\ &= 300\text{m}^2 \times (60\% + 10\% + 10\%) \\ &= \underline{240\text{m}^2}\end{aligned}$$

- ② 建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

$$\begin{aligned}\text{容積率の上限となる延べ面積} &= \text{敷地面積} \times \text{容積率} \\ &= 300\text{m}^2 \times 240\%^{※} \\ &= \underline{720\text{m}^2}\end{aligned}$$

※ 6 m（幅員が広い方）×法定乗数 4/10 = 24/10 ⇒ 240% < 300%（指定容積率）
∴ 240%

《問11》 1

- i) 「Aさんが駅前のマンションに転居し、その後、居住していない現在の自宅を譲渡する場合に、『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例』の適用を受けるためには、Aさんが居住しなくなった日から（① 3年）を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡であること等の要件を満たす必要があります」
- ii) 「Aさんが『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例』の適用を受ける場合、課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の部分について軽減税率が適用されます。本特例の適用を受けるためには、譲渡した年の1月1日において譲渡した居住用財産の所有期間が（② 10年）を超えていなければなりません。なお、本特例と『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例』は併用して適用を受けることが（③ できます）」

<解説>

「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」の適用を受けるためには、居住しなくなってから3年を経過した年の12月31日までに譲渡を行わなければならない。また、配偶者・直系血族・生計を一にする親族等への譲渡は対象外である。

課税長期譲渡所得金額の6,000万円以下の部分については、所得税および復興特別所得税10.21%、住民税4%の軽減税率が適用される（6,000万円超の部分については、所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%の税率が原則どおり適用される）。適用を受けるには、譲渡した年の1月1日における所有期間が10年超など一定の要件がある。また、3,000万円の特別控除との併用は可能である。

《問12》 1

- 1) 不適切。

Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地は貸家建付地として評価される。

$$\text{貸家建付地の価額} = \text{自用地価額} \times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$$

- 2) 適切。

「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」は、自己の居住用家屋の敷地である宅地のみならず、賃貸アパートの敷地である宅地についても適用できる。住宅1戸につき200㎡までの部分（小規模住宅用地）について課税標準となるべき価格の6分の1の額とする特例の適用を受けることができる。

【住宅用地の課税標準額（特例）】

	小規模住宅用地 (200㎡以内)	その他の住宅用地 (200㎡超)
固定資産税	<u>価格の6分の1の額</u>	価格の3分の1の額
都市計画税	価格の3分の1の額	価格の3分の2の額

3) 適切。

Aさんの相続における相続税額の計算上、遺産総額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものであるため、当該借入金の残高は債務控除の対象となる。

【第5問】

《問13》 1

1) 適切。

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けた場合、受贈者1人につき1,500万円までは贈与税が非課税となるが、学校等以外に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となる。

2) 不適切。

受贈者は原則として30歳未満であり、贈与を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合にかぎり適用を受けることができる。孫Dさんが受贈者であるから、孫Dさんの所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下でなければならない。

3) 不適切。

受贈者である孫Dさんが30歳に達した日に教育資金管理契約は終了する。その時点で、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額がある場合は、当該残額は受贈者のその年分の贈与税の課税価格に算入されて贈与税が課される。

《問14》 1

暦年課税は、1暦年間（1月1日から12月31日まで）に受贈者が贈与により取得した財産の合計額から基礎控除110万円を控除した残額に対して課税される。

《適用税率》

- 18歳以上の者が直系尊属（父母や祖父母など）から受贈：特例税率
- それ以外の受贈：一般税率

本問は、現金600万円を父から子（47歳）に贈与したケースであるため、特例税率の速算表を用いて贈与税額を計算する。

$$\begin{aligned}\text{贈与税額} &= (\text{贈与税の課税価格} - \text{基礎控除}) \times \text{税率（速算表より）} \\ &= (600\text{万円} - 110\text{万円}) \times 20\% - 30\text{万円} \\ &= \underline{68\text{万円}}\end{aligned}$$

《問15》 3

1) 適切。

「配偶者に対する相続税額の軽減」とは、実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者には相続税はかからない制度のこと。

- 1億6千万円
- 配偶者の法定相続分相当額

適用して相続税がゼロになる場合でも、相続税の申告書は提出する必要がある。適用を受けることができる配偶者は、被相続人と法律上の婚姻の届出をした者に限られるため内縁関係にある者は該当しない。

2) 適切。

【小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例】

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

自宅（敷地300㎡）7,000万円において、減額割合80%である。

相続税の課税価格に算入すべき価額を求める。

$$7,000\text{万円} \times (1 - 0.8) = 1,400\text{万円}$$

3) 不適切。

相続税の申告書は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に、被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。